

「クリーンエネルギー自動車（CEV）等導入促進対策費補助金交付事業」の募集について

一般社団法人全日本駐車協会

経済産業省はこのほど環境・エネルギー施策推進、次世代自動車産業振興の観点から普及が期待される、電気自動車（EV）やプラグインハイブリッド車（PHV）、クリーン自動車等CEVの普及促進について、現時点では導入初期段階にあることから、コストが高いという課題を抱えていることに対処するため、一般社団法人次世代自動車振興センターを通じて、車両購入費の一部を補助金として交付する事業（平成26年度予算規模：300億円）の公募受け付けを開始しましたのでお知らせします。

(1) 補助対象車両

同センターで事前に審査・承認され、登録されている国産車及び輸入車で自己所有車またはリース車。

（補助対象車両一覧は同センターホームページでご確認ください。）

(2) 補助金申請対象者

地方公共団体、法人、個人。

所有権留保付き自動車ローン購入者及びリース事業者を含む。

(3) 補助金額

車種ごとに定められている車両（本体）購入価格を基に基準額、補助率を勘案して試算した金額と補助金上限額を比較し、低い額。（万円単位）

（基準額、上限額等詳細は同センターホームページでご確認ください。）

(4) 車両の保有義務

補助金を受けて取得したCEVは原則として、一定期間（3年～4年間）保有することが義務付けられます。

(5) 補助金の交付申請期間

平成26年7月1日～平成27年3月6日

車両代金の完済後、初年度登録（リース車は届け出）の日から1カ月以内。

（このお知らせは経済産業省自動車課様のニュースリリース及び一般社団法人次世代自動車振興センター様のホームページを基に構成させていただきました。）

P A R K I N G   N O W

補助金事業の詳細、申請までの流れ等の詳細は以下アドレスの**一般社団法人次世代自動車振興センター**のホームページに掲載されておりますので、ご参照ください。

<http://www.cev-pc.or.jp/>

※お問合せ先：**一般社団法人次世代自動車振興センター**

電話：03-3503-3782

以上